

障害者総合支援法に基づくサービス

障害者が地域の中で安心して暮らせる社会を実現するためのサービスがあります。

1 対象者

身体障害、知的障害、精神障害、難病を有する方で、各サービスに定める要件を満たす方。
(介護保険制度対象者は介護保険制度が優先されます)

2 サービスの内容

《自立支援給付》

●介護給付

・居宅介護（ホームヘルプ）

自宅において、家事（調理や掃除など）の援助や入浴など身体の介護を受けられます。また医療機関の通院時の介助があります。

・短期入所（ショートステイ）

短期間、施設において夜間も含め食事などの介護を受けられます。

・生活介護

常時介護を必要とする障害者に対し、主として昼間において障害者支援施設で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を得られます。

・共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を行う住居において、食事、入浴、排泄の介助を受けられます。

・施設入所支援

●訓練等給付

・自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を受けられます。

・就労移行支援

一般企業への就労を希望する人が一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を受けられます。

・就労継続支援

一般企業等での就労が困難な方へ働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けられます。

・共同生活援助

共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を受けられます。

《自立支援医療》

※別紙参照ください。

《地域生活支援事業》

障害のある方が、その方が有している能力や適性に応じ自立した社会生活を営むことができるよう、住民の方に最も身近な市を中心として実施されています。実施内容は市によって異なります。

例：相談支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター
自動車運転免許取得費用の助成、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業

3 手続きの方法

担当窓口にて相談、申請ください。

その後、心身の状況や生活の状況などについて聞き取りを行い、支給決定を行います。（介護給付を希望される場合は、障害程度区分を審査し、区分認定を受けた方を対象に支給決定を行います）
支給決定後は受給者証が発行されますので、事業所と契約いただきサービスの利用をしていただくこととなります。

4 窓 口

市町名	担 当	電話番号
久米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113
うきは市	うきは市福祉事務所 福祉係	0943-75-4961

【MEMO】.....

浮羽地域在宅医療推進事業

(田主丸・吉井・浮羽) **生活支援** **介護** **医療**

浮羽医師会は高齢者社会を見据え、
行政・医療・介護との多職種との連携をとり、
在宅で安心して「医療・介護・見守り」が出来るよう、
浮羽地域在宅医療推進事業を実施しています。

一般社団法人 浮羽医師会 ☎ 75-3379
浮羽医師会訪問看護ステーション ☎ 75-2866
(訪問看護・ケアプラン作成) 〒839-1321 うきは市吉井町347-17
「認知症・うつ」相談窓口 ☎ 75-8077



成年後見制度

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人（本人）を法律的に保護し、支えるための制度です。家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人を支えるために活動することになります。

1 対象者

精神障害、知的障害、認知症などの理由で、ご自身で判断する能力が不十分な方

2 制度の内容

不動産、預貯金など財産を管理したり、必要な介護や福祉サービスの利用契約を結んだり、遺産分割の協議をする場合などに支援します。また、本人が十分判断できないままに悪徳な契約を結ばれてしまった場合などに保護、支援を行います。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

〈法定後見制度〉

本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプに分けられます。

家庭裁判所によって選ばれた後見人、保佐人、補助人が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行ったり、本人が成年後見人等の同意を得ない上で行った不利益な法律行為を後から取り消すことによって、本人を保護、支援します。

〈任意後見制度〉

ご自身が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）に自身の生活、療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

後見人となる方は、本人に必要な保護や支援の事情に応じて家庭裁判所が選任します。親族はじめ、法律や福祉の専門家やその他の第三者、福祉関係の公益法人などが選ばれる場合があります。また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告する等、家庭裁判所の監督を受けることになります。

成年後見の申立てをすることができるのは、本人、その配偶者、四親等内の親族などとなっていますが、身寄りがない等の理由で申立てする人がいない方の保護を図るため、市町村長による法定後見の開始の審判の申立て権が与えられています。

3 必要経費

申立て手数料、登記手数料として5,000円程度かかります。後見申請・保佐申請時には、原則、医師による鑑定が必要なため、別途鑑定料が必要です。鑑定料は個々の事案によって異なります。

また世帯の収入が一定基準を下回っている方を対象に、日本司法支援センター（法テラス）による扶助制度を受けられる場合があります。

4 窓口

• 申立て・相談窓口

福岡家庭裁判所 久留米支部 (家事書記官室)

電話：0942-39-6944

場所：久留米市篠山町 21

• 市の相談窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市 (田主丸町)	• 田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113
	• 久留米東第2地域包括支援センター (田主丸総合支所内)	0943-72-8055
うきは市	• うきは市福祉事務所 福祉係	0943-75-4961
	• うきは市保健課地域包括支援係 (うきは市地域包括支援センター)	0943-75-4105

【MEMO】

かかりつけ医と精神科医との連携強化事業

「心の病」も早期発見、早期治療です。

「お父さん!眠れてますか?」

- 疲れているのに、二週間以上
眠れない日が続いている
- 食欲がなく、体重が減っている

↓

もしかしたら「うつ」かも・・・
かかりつけ医にご相談下さい!





浮羽医師会は「かかりつけ医と精神科医との連携強化事業」を実施しています。

一般社団法人 浮羽医師会・・・ ☎ 75-3379

浮羽医師会訪問看護ステーション・・・ ☎ 75-2866

(訪問看護・ケアプラン作成) ☎839-1321 うきは市吉井町347-17

「認知症・うつ」相談窓口・・・ ☎ 75-8077

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

1 対象者

認知症、知的障害、精神障害がある方等で、判断能力が不十分なため、日常生活で困っている方。

2 内容

①福祉サービスの利用援助

福祉サービスについての相談を受け、情報提供、助言、手続きの援助（同行または代行による援助）を行います。福祉サービスの利用・解約手続き、利用料金の支払い、苦情解決のための制度を利用する手続きの援助を行います。

②日常的金銭管理

年金の受領、医療費や税金、保険料、公共料金の支払いや預貯金の出し入れの援助を行います。

③書類等預かりサービス

日常的金銭管理で使用する通帳や印鑑を預かります。上記以外の書類（権利書、年金証書、契約書、実印）も預かります。

3 費用負担

○久留米市

相談及び生活支援に関するサービス	0円
書類等預かりサービス	①預金通帳・銀行印 350円/月 ②上記以外の書類 250円/月 (年金証書・権利書・契約書・実印)
日常的金銭管理等	1回あたり 1時間まで・・・1,000円 ～1時間30分・・・1,350円 ～2時間・・・1,700円 ～2時間30分・・・2,050円 ～3時間・・・2,400円 ～3時間以上・・・2,750円

○うきは市

相談	0円
福祉サービスの利用援助サービス	500円/月
金銭管理サービス	500円/月
保管サービス	300円/月

4 窓 口

市町名	担 当	電話番号
久留米市 (田主丸町)	久留米市社会福祉協議会 ※田主丸町社協では手続き不可	0942-34-3035
うきは市	うきは市社会福祉協議会	0943-76-3977